

經濟論叢

第128卷 第1・2号

- 経営者会計から所有者会計へ……………高 寺 貞 男 1
- アメリカ生命保険業における
コスト・ディスクリージャの経済学的考察…西 村 周 三 17
- 合衆国20年代における
金の流入と連邦準備政策……………紀 国 正 典 29
- 現代世界経済における
社会主義的国际分業（下）……………田 中 宏 47
- 電力業再編成の課題と「電力戦」……………渡 哲 郎 72
- D. ヒュームと国家破産……………北 村 裕 明 92

経済学会記事

昭和56年7・8月

京都大學經濟學會

D. ヒュームと国家破産

北 村 裕 明

はじめに

「国家債務の不履行」と規定される国家破産¹⁾は、19世紀ドイツ財政学においては公債論の一部分として言及されるのみであり、どちらかと言えば財政史のエピソードという位置に甘んじていた。このテーマが重大な政治的・社会的問題として前面に躍り出たのは、1918年のロシアの革命政権による国家破産と、敗戦国ドイツ、オーストリアの莫大な債務累積とによってであった。国家破産の理論と歴史について包括的な著作をあらわした A. マネスはその事情についてこうのべている。「国家破産文献の新しい画期は、まさしく世界大戦の終結と共に始まり、一方では社会化に関する議論と、他方では共産主義・ボルシェヴィズムに関する議論と密接な関係がある。」²⁾

すなわち、第一次大戦後の国家破産をめぐる議論は、債務累積のメカニズムおよびその政治的・経済的影響の解明にとどまらず、どの階級の犠牲によってこの債務を償還するのか、あるいは国家破産を行うのか（それは公然とした債務不履行宣言＝「公然たる国家破産」*offene Staatsbankrott* としてか、あるいはインフレーションによる隠蔽された形での債務不履行＝「隠蔽された国家破産」*verschieerte Staatsbankrott* か）、そのあとにどのような政治経済体制をつくるのかをめぐって鋭く対立し、国際的規模で論争が形成されるのであっ

1) Hero Moeller, *Staatsbankrott*, *Handwörterbuch der Sozialwissenschaften*, Band 9, Tübingen, 1956, S. 740.

2) Alfred Manes, *Staatsbankrotte—Wirtschaftliche und rechtliche Betrachtungen—*, Berlin, 3 Aufl., 1922, S. 140.

た³⁾。この経過は、国家破産をめぐる問題が変革期の社会のきわめて重要な課題であることを明示している。すなわちそれは、新しい社会が旧社会の国家債務に対してどのように対処すべきかを基軸としつつ展開されるものであった。

さて、このような内容をもつ国家破産は歴史上いくつかの段階で論じられてきた。本稿でとりあつかうのは「国家破産論の主要な先駆者」⁴⁾といわれる D. ヒューム (David Hume, 1711—1776) の所説の検討である。それは18世紀中葉のイギリスにおける本源的蓄積過程の矛盾をその背景にもちつつ、鋭い危機意識をもって展開されたものであり、新しい社会を担うべき中産階級の国家債務の負担をなくし、本源的蓄積を推進するいわゆる重商主義国家と金融業者 (moneyed interest) との結合関係を解体して「法の支配=自由」を基礎に生産力の自由なる展開を構想するものであった。

では、国家破産論の研究史においてヒュームはいかなる意味で先駆者といわれてきたのだろうか。第一次大戦前におけるヒュームの評価はA.ケルナーに代表される。彼は言う。「国家破産を学問的に論じた作家の中で、ヒュームは、国家破産の操作を通して公信用に与える損害は、ひそかにかつ速やかに回復することを最初に認識した人物としてその功績を高く評価できる。」「国家破産が公信用に対してどのように有害に作用するとしても、それにも拘わらず国家破産が不可避免的に、いや更には国家維持の命令になる場合さえある。このことを最初に認めた者のひとりにはヒュームである。」⁵⁾ このようにケルナーは、公然とした国家破産の必要を認め、更には国家破産のあとにも公信用は急速に回復することを明らかにしたという点において、ヒュームを国家破産論の先駆者と位置づける。しかしこのようなケルナーのヒューム評価には、19世紀を通じてたびたび行われたオーストリアの国家破産を弁護するという性格があることに留

3) 国家破産をめぐる論争の概観については池上淳「財政危機と国家破産」『財政学研究』第2号、1979年6月、佐々木雅幸「国家破産と財政社会学」『財政学研究』第3号、1980年3月、参照。

4) ヒュームを国家破産論の先駆者と位置づける最も早い例の一つは、Etienne Laspeyres, *Geschichte der Volkswirtschaftlichen Anschauungen der Niederländer und ihrer Literatur zur Zeit der Republik*, Leipzig, 1863, S. 254.

5) Alois Körner, *Staatsschuldentilgung und Staatsbankrott*, Wien, 1893, S. 77, S. 102.

意しなければならない。

それに対して、第一次大戦後の著作は、ヒュームが国家破産論の先駆者であることを確認しつつ、ヒュームの議論を理論史の中に位置づけようと試みている。A. マネスは「ステュアートとスミスは国家破産について長大な叙述を与えているが、ヒュームが先鞭をつけた基盤にもとづいている」⁶⁾と述べているし、国家破産についての詳細な理論史の研究を行った C. A. フィッシャーは、ヒュームを起点とし、J. ステュアート、A. スミスへと連なる一つの「論争的状态」に着目し次のように述べている。「公信用の死についてのヒュームの議論は今日でもわれわれの興味を刺激するが、国家破産の問題をあつかったほとんどすべての文献の中で、一時的ではあるが、最もはげしい論争点を形成した。」⁷⁾

本稿の課題は、国家破産論の原型としてのヒュームの所説の検討にあるが、その際次の点に留意して分析を行う。第一には、ヒュームの議論の背景をなす社会状態と、ヒュームが公然とした国家破産を正当化するに至った危機意識との解明である。第二には、ヒュームが国家破産のあとにどのような政治・経済体制を展望していたのかということである。これらの点は、国家破産論研究にとっては極めて重要な意味をもつにもかかわらず、ケルナーはもちろんマネスやフィッシャーも何ら言及せず、国家破産の形態に主眼をおく狭い意味での理論史の域を出ていない。また、国家破産をめぐるヒュームとステュアートやスミスとの位置関係を明確にするためにも、これらの点は不可欠の検討課題といえよう。そしてこの点をふまえて古典派経済学と国家破産論の関係を展望しうるならば、古典派経済学の形成史におけるヒュームの位置はいかなるものかについても一定の示唆を与えうるであろう。本稿は、このような方向をも念頭においた一つの準備作業である。

6) A. Manes, *op. cit.*, S. 115.

7) Carl August Fischer, *Vom Staatsbankrott*, 2. Aufl., Karlsruhe, 1922, S. 19.

I

周知のように、イギリスにおける近代的公債制度は名誉革命に端を発する⁸⁾。そして近代的公債制度は「本源の蓄積の最も力強い槓杆の一つ」⁹⁾として、イギリス原蓄期財政の中核的位置を占めるのである。それは、一方で租税を公債利払の基金にくみこみ、他方においてイングランド銀行という貨幣権力をささえとしつつ本源の蓄積の諸過程を推進するのであった¹⁰⁾。このような過程は、17世紀末から18世紀にかけて進行するのであるが、とりわけウォルポールの時代といわれる1710年代末から1740年前後までは、それが独特の形で強力に展開された時代であった。この過程そのものはイギリスの経済発展を推し進めるのであるが、他方において経済関係を担う諸階級間の対立や矛盾を深めることになる。公債は、17世紀末の対仏戦争終了後の1702年には約1300万ポンドであったものが、オーストリア継承戦争後の1748年には約7500万ポンドと6倍になり¹¹⁾、公債利払にともなう地租や消費税の増徴とあいまって激しい論戦の的となった。それは18世紀前半には、ボリングブルックのような没落するジェントリーの立場からの経済発展に対する「ノスタルジックな批判」となってあらわれ、1730年代のロンドン暴動のごとき、本源の蓄積のローラーにうちひしがれた都市貧民の運動になって爆発する。更に18世紀中葉に入ると、本源の蓄積の諸政策を徐々に自らの蓄積の桎梏に感じはじめた初期産業資本の側からの公債制度批判が展開されはじめる¹²⁾。

ヒュームの国家破産論は、以上の本源の蓄積過程の矛盾の深化を背景に、そ

8) 長谷田泰三『英国財政史』勁草書房、1951年、第2章、参照。

9) Karl Marx, *Das Kapital I*, MEW, Bd. 23, S. 782. 全集刊行委員会訳『資本論』第1巻第2分冊、大月書店、984ページ。

10) イギリスの本源の蓄積期における公債制度の役割については、舟場正富『イギリス公信用史の研究』未來社、1971年、仙田左千夫『イギリス公債制度発達史論』法律文化社、1976年、参照。

11) E. L. Hargreaves, *The National Debt*, London, 1930, p. 291.

12) 公債をめぐる18世紀前半から中葉にかけての論争の概観は、P. G. M. Dickson, *The Financial Revolution in England: A Study in the Development of Public Credit, 1688-1756*, London, 1967, pp. 15-35. ボリングブルックについては、Isaac Kramnic, *Bolingbroke and his Circle, the Politics of Nostalgia in the Age of Walpole*, Cambridge, Mass., 1968, を参照。

の主要な手段である公債制度への批判と密接な関係をもって論じられる。ヒュームの公債制度批判は、その形式としては、ポリングブルックなどによる公債の政治的影響の強調（政府と公債所有者の間の腐敗した関係の批判、公債のために地主に担われる地租の増徴への批判）という形を一部受け継ぎながら、批判の内容としては、本源的蓄積の諸政策を極枯と感じはじめた初期産業資本の利害を反映したものであった¹³⁾。

ところでヒュームにおいて公債は、著作活動を開始する初期の時代から晩年に至るまで、「自由政体における墮落の源泉」あるいは「破滅の種」としてとらえられ、それへの対応として国家破産という問題がとりあつかわれてきた。したがって本稿においては、従来国家破産文献の中で注目されてきた『政治論集』(*Political Discourses*, 1752)におさめられた論説「公信用について」におけるヒュームの国家破産についての所説の検討を中心としながらも、同時に『道德・政治論集』(*Essays, Moral and Political*, 1741—42)におさめられた初期の論説「自由と専制について」と、晩年におけるヒュームの書簡のいくつかをとりあげることとする。

II

論説「自由と専制について」¹⁴⁾の検討からはじめよう。

13) ヒュームの公債論については、田中敏弘『社会学者としてのヒューム』未来社、1971年、第5章、参照。

ヒューム公債論の理解は、ヒュームの政治思想を評価する上でのかなめ石の一つである。この点について、D. フォーブスは、次のように述べている。「国債は、全体としてのヒューム政治思想の発展へのその影響を過大視しがちにさせる。地平線上の黒雲のようなものである。」(Duncan Forbes, *Politics and History in David Hume*, *The Historical Review*, vol. IV, no. 2, 1963, p. 281) フォーブスのこの論文は、ヒューム政治思想の晩年におけるトーリーの側面への傾斜を強調する G. Giarrizzo, *David Hume: politico e strico*, Turin, 1962, への書評であり、フォーブスはヒューム政治思想をトーリーの的に解釈することを批判する。

なお日本におけるヒューム研究の諸潮流については、さしあたり、山崎怜「ヒューム研究——その社会科学像をめぐって——」『社会思想』第2巻第2号、1972年7月、参照。

14) Hume, *Of Liberty and Dispotism*, 1741 (1753年版からは *Of Civil Liberty* と改められる), in *The Philosophical Works of David Hume*, edited by T. H. Green and T. H. Grose, London, 1875, vol. III, pp. 156-163.

この論説の目的は「市民的自由と絶対王政とを十分に比較し、前者の方が後者よりはるかにすぐれていることを明らかにする」¹⁵⁾ことにあった。ヒュームは市民的自由を実現する自由政体が、学問・芸芸・商業の発展にとり他の政体より優位に立つことを基本的に確認しつつ、この論説のまさに結論部分で、自由政体を脅かすものとして公債制度をとりあげ批判するのである。

「自由政体 (free government) にみられる墮落の源泉は、借金を行い公収入を担保に入れるという慣行にある。それによって租税は早晩まったく耐えがたいものとなり、国の全財産が国家の手の中にもたらされるであろう。この慣行は近代のものである。……………近代国家の中で、オランダがはじめて低利で巨大な金額を借り入れるという慣行を導入し、それによって自らをほとんど破滅させてしまった。絶対君主も借金を行うが、好きな時に破産 (bankruptcy) するので人民はその借金によって抑圧されることは決してない。人民の政府においては、人民およびなによりも最高の地位にある人々が、通常国家の債権者であるからこの破産という救済策をとるのは困難である。しかしそれはしばしば必要となるが常に苛酷であり野蛮である。したがって、これはあらゆる自由政体、とりわけ現在の状況下では、わが国自身の自由政体をまったく脅かしている一つの不都合だと思われる。そしてこれが公収入を節約すべき強力な動機なのである。公共の資金の不足を避けるために、われわれは租税の増大により、あるいは更に悪いことには国防に対するわれわれの無能力により、われわれの自由そのものを呪い、われわれのまわりをとりまくすべての諸国民と同じような隷従を望むようになるのであろうか。」¹⁶⁾

以上の叙述で注目しておくべきことは、第一に「自由政体の墮落の源泉」＝自由の喪失という形での公債批判である。これは後に、公債の経済的・政治的影響のより立ち入った解明をとめないながらもくりかえされる命題の一つである。第二には、国家破産が絶対君主のもとでは簡単に行いうるが自由政体において

15) *Ibid.*, p. 157.

16) *Ibid.*, pp. 162-163.

は困難であるという認識である。これはいわば政体論的視角に立った国家破産論であるが、晩年においては「勢力均衡」の国際政治下におけるイギリスのフランスに対する弱点として認識される点でもあった¹⁷⁾。しかしこの段階において、ヒュームは自由政体イギリスにおける国家破産は不可能であると考えており、財政の節約を求めているのである。「苛酷で野蛮」でかつ困難な国家破産を不可避なものとするに至るには、それを正当化する危機意識の醸成を必要とする。『政治論集』の世界に入ろう。

III

1752年の『政治論集』におさめられた論説「公信用について」(Of Public Credit)は、『政治論集』の中の他の論説に比べても危機意識の強い論説である。ヒュームは公債という「破滅の種」¹⁸⁾によってイギリスにもたらされる危機的状況に筆をすすめ、「公信用の死」すなわち国家破産について論ずるのである。そしてこの点こそがヒュームを国家破産の先駆者と呼ばしめてきたものであった。ではヒュームが「公信用の死」= 国家破産について語るに至った危機意識とは何であったのだろうか。

ヒュームはこの論説の冒頭で、近代において一般的となっている「公収入を抵当に入れる」という慣行を、古代における国家の非常時にそなえて多大の財宝を貯蓄する慣行と対比する。前者は「議論の余地のないほど破滅的」であり、「貧困と無気力と外国諸勢力への服従」をもたらすものである¹⁹⁾。そして公債をそれ自体として有益であり、商業を促進し富を増加させると主張するウォルポールの党派を明示的に批判するのであった²⁰⁾。ヒュームは以上の前提に立っ

17) 「フランスの王政は（それは取って代わられるにちがいないが）公債を投げだすことが可能であるが、わが国の公債はわれわれの肩に永久にかかり、重荷のごとくわれわれを苦しめるであろう。」(Hume, To William Strahan, 25 March 1771, in *The Letters of David Hume*, edited by J. Y. T. Greig, Oxford, 1932, vol. II, p. 242.)

18) Hume, Of Public Credit, in *Philosophical Works*, vol. III, p. 367, 田中敏弘訳『経済論集』東大出版, 143ページ。なお訳文には手を加えた。

19) *Ibid.*, pp. 361-362, 邦訳, 131-132ページ。

20) *Ibid.*, pp. 362-363, 邦訳, 133-134ページ。

て、公債が「わが国の国内経営のうえで商工業に与える影響と、わが国の対外関係における戦争と交渉とに及ぼす影響」²¹⁾との考察に入るのである。

商工業に与える影響について検討しよう。ヒュームは、公債が「一種の貨幣」として機能すること及び投資対象として有利であることにより、貿易における利潤率を低下させインダストリの拡大に役立っていることを一応は認める。しかしヒュームの力点はこのような利益があまり重要なものではなく「わが国の公債に伴う多くの不利益は、わが国の国内経済全体において重大であり、公債から生ずる害悪と利益とは比較にならない」²²⁾ことを明示するにあつた。

ところで『政治論集』の経済問題をあつかった諸論説の中で、ヒュームは近代社会の推進力を、アートとインダストリ (arts and industry) の増大にもとめていた。すなわちアートとインダストリによる生産力の発展を基礎にし、農工間の社会的分業を展開しつつ、人口と財貨とが増大する社会として近代社会を把握していた²³⁾。例えばヒュームは次のように述べる。「事物の最も自然のなりゆきによれば、インダストリとアートとトレードは、臣民の幸福だけでなく主権者の力をも増大させるものである。だから個人を貧しくすることによって国家を強大にしようという政策は乱暴である。」²⁴⁾ ヒュームはこのようなインダストリの理論に立って重商主義の諸政策を批判するのであるが、公債の「国内経済への重大な害悪」とはまさに公債の累積によるアートとインダストリの展開の妨害にあつた。具体的には以下の五点があげられる²⁵⁾。第一には、「公債が人口および富の首府への巨大な集中をひきおこすこと」である。これは一方で、公債利子支払のために地方が莫大な租税負担をこうむるのに対し、他方でロンドンの特権の商人と金融業者とを利することになる。第二には、公債が一種の紙券信用として機能することによる物価の上昇という不利益である。第三には、公債利払のための課税による「労働の価格の騰貴」と貧民階層への圧

21) *Ibid.*, p. 363, 邦訳, 134ページ。

22) *Ibid.*, p. 364, 邦訳, 137ページ。

23) 小林昇『経済学の形成時代』未来社, 1961年, 第1章, 第2章, 参照。

24) Hume, *Of Commerce*, in *op. cit.*, pp. 292-293, 邦訳, 17ページ。

25) Hume, *Of Public Credit*, in *op. cit.*, pp. 364-365, 邦訳, 137-140ページ。

迫である。第四には、外国人の公債所有によるインダストリの国外への移転である。第五には、公債収入で生活する怠惰な国民を増大させることである。このように、ヒュームにあっては公債の累積は「アートとインダストリの危機」としてまずはとらえられていた。

次に、公債の「わが国の対外関係における戦争と交渉とに及ぼす影響」についてのヒュームの考察を検討しよう。

「わが国の公債が商工業に与える損害は全体の場合の上では重大でないといえないと思われるが、この損害は、諸国民からなる社会のなかで自立しつつ戦争や外交折衝において他国と種々の交渉をもつ政治体としてみた場合の国家に帰する損失と比較すれば、取るに足らぬものである。この場合その害悪は純粹で混り物を含まず、害悪を相殺する有利な事情は全く存在しない。それはまた、最高にして最も重要な性質の害悪である。」²⁶⁾

ここにおいてヒュームは、公債の経済的害悪をのべながらも、むしろ重点は公債の政治的影響、しかも戦争や外交という国際政治の領域における害悪を「最高にして最も重要な性質の害悪」とのべているのである²⁷⁾。

ではヒュームが念頭においた国際政治とはどのようなものであったのだろうか。『政治論集』におさめられた論説「勢力均衡について」(Of Balance of Power)をみてみよう。ヒュームはそこで、近代においてのみ十分知られた「勢力均衡」という政治原理の実践こそが国際政治の領域において望ましいと考えていた。「勢力均衡」とは「強力な権力が一国の手中に帰し、そのために近隣の諸国が無力にされ、自己の権利さえもまもれなくなつてはならない」²⁸⁾

26) *Ibid.*, p. 366, 邦訳, 140ページ。

27) ヒュームが、公債の累積による政治的影響を重視したことは、従来より多くの論者が指摘した所である。しかし、それを公債所有者が獲得する政治権力から生ずる困難に主としてヒュームがかかわってきたと主張するのは(例えば、E. L. Hargreaves, *op. cit.*, p. 75), 一面的理解である。「勢力均衡」の国際政治の領域において、戦争と外交にたずさわる政治体への害悪を最大の害悪であるとヒュームが述べていることに留意しなければならない。この点については、Duncan Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, Cambridge, 1975, pp. 174-175, 参照。

28) Hume, Of Balance of Power, in *Philosophical Works*, vol. III, p. 352, 小松茂夫訳『市民の国について(上)』岩波文庫, 25ページ。

ということである。それは、具体的にはスペイン継承戦争後のユトレヒト条約（1712年）による英仏間の「友好関係」を指していた。このような「勢力均衡」の国際政治を前提にヒュームは国内におけるアートとインダストリの展開を展望していたのであった。『政治論集』の諸論説は、ユトレヒト条約以後の四半世紀にわたる「勢力均衡」＝相対的安定が、オーストリア継承戦争（1740-48年）を一つの境に破綻しはじめるという国際政治の下にかかれているのである。したがって論説「勢力均衡について」の中で、ヒュームはフランスの拡張政策への対応としてのイギリスの行動を認めながら、むしろイギリスのゆきすぎた介入と侵略との批判に重点をおく。そして更に、「勢力均衡」という政治原則を理解しない対応が遂には莫大な公債の累積となってイギリスの無力化に帰結することを憂慮するのであった。公債の累積が戦争や外交という国際政治に最も重大な害悪をおよぼすとヒュームが述べる背景には、このような「勢力均衡」という国際政治の状況があることを確認しておこう。

このような国際政治を前提にしつつ、ヒュームは国内政治に与える公債の影響の解明に立ち向かう。

ところでヒュームにとって「法の支配＝自由」は近代社会発展の前提でもあり結果でもあった。すなわち人の支配にかわる「法の支配」が「財産が安全であり、インダストリが奨励され、アートが栄えるになる」²⁹⁾前提であり、他方商工業の発展こそが「自由政体を維持する自然の傾向をもつ」³⁰⁾ものに他ならなかった。それに対して公債の累積は、まさに「法の支配＝自由」を危機におとし入れるものなのである。公債の利払の増大は、消費税をすべて利払基金にくみこみ、更には消費税より苛酷な財産税の増徴へと導く。ヒュームはこの過程を、「法の支配」の実際の担い手である土地所有階級の没落であると考えた。たしかにヒュームにとって「商工業階級は、財産を獲得し社会の自由の最もすぐれた最も強固な基礎である、あの中産階級 (middling rank of men) に権

29) Hume, Of Liberty and Dispotism, in *op. cit.*, p. 161.

30) Hume, Of Refinement in the Arts, in *op. cit.*, p. 306, 邦訳, 41ページ。

威と尊厳をともたらずのものである。³¹⁾そして「農民のように貧困と卑屈から奴隷状態に甘んずることなく、また領主のように他人に圧政を加えようと欲しない」人々、すなわちジェントリーと商工業階級とからなる中産階級こそが「自分たちの財産を保障し、貴族政治の圧政だけでなく王政の圧政からも自分たちを守ることのできる平等な法律を渴望するのである。」³²⁾しかし、ヒュームは実際の統治にあたっては「自然の手で任命され、国内の一種の独立した行政官をなすいくつかの階層の人々」³³⁾である土地所有階級、なかでもジェントリーこそが「法の支配」の主たる担い手であると考えていた³⁴⁾。公債の累積は「国王と人民との間の中間勢力 (middle Power) をすっかり排除し、圧政的な独裁君主制が必ず支配するにちがいない。土地所有者は、貧しさのゆえにさげすまれ、圧政のゆえに嫌われて、独裁君主制に全く反対することができないであろう。」³⁵⁾この「国王と人民との間の中間勢力」とは、下院の主要メンバーである土地所有者とりわけジェントリーにほかならなかったのである。

他方、公債の累積によって利益をうるのは公債所有者のみである。彼らは「国家となんの結合ももたず、彼らの住みたいと思う地球上のどこであろうと収入をうることができ、生まれながらにして首府や大都市に身をうずめ、気概も野望も楽しみもなく、愚かで勝手きままな奢侈による無気力状態におちいることになるような人々である。」³⁶⁾したがって公債所有者のみが、他の人々の犠牲によって利益をうる社会は必然的に専制へゆきつかざるを得ない。このように、公債の累積は「法の支配＝自由」の危機であり、その実際上の担い手であるジェントリー層の没落と、「無気力な公債所有者」の増大とにより、専制すなわち「法の支配」の欠如へと導くものと批判されるのであった。

31), 32) *Ibid.*, p. 306, 邦訳, 41ページ。なおヒュームにおける中産階級理解については, D. Forbes, *op. cit.*, pp. 176-178, 参照。本稿における理解は, 論説「アートの洗練について」の範囲におけるものである。

33) Hume, *Of Public Credit*, in *op. cit.*, p. 368, 邦訳, 143ページ。

34) ヒュームが現実の統治の担い手としてジェントリーに期待していたことについては, 大野精三郎『歴史家ヒュームとその社会哲学』岩波書店, 1977年, 118-119ページに詳しい。

35) Hume, *Of Public Credit*, in *op. cit.*, p. 368, 邦訳, 144ページ。

36) *Ibid.*, p. 367, 邦訳, 143ページ。

公債の累積による「法の支配=自由」の危機は、アートとインダストリの危機とあいまってイギリスの無力化に帰結するとヒュームは考えた。とりわけ、重商主義諸国家が角逐する「勢力均衡」の国際政治の状況下においては、イギリスの無力化は外国による征服をまねくことになる。換言すれば、公債の累積は、国際政治における「勢力均衡」を危機におとし入れイギリスの征服を招来することになるのである。そしてこの点こそが、「最高にして最大の害悪」とヒュームが考えたものであり、アートとインダストリの危機と「法の支配」の危機とをヒュームに一層深く感じさせた要因でもあった³⁷⁾。

ヒュームが公債を「破滅の種」とみなし、それが「貧困と無気力と外国勢力への服従をもたらす」³⁸⁾とのべたのはこれまでの検討からも明らかのように、アートとインダストリの発展を妨げることによる「貧困」、「法の支配=自由」の欠如により専制を許す「無気力」な状態、「勢力均衡」の崩壊による「外国勢力への服従」とを意味していたのである。ヒュームの経済理論が「勢力均衡、法の支配、産業活動 (Arts and Industry) の発展を原理=価値理念として市民社会を展望するという枠組において成立する」³⁹⁾とするならば、公債はまさにこの三本の柱すべてを危機におとし入れるものとして理解されていたのである。このいわば三層の危機意識のもとに、ヒュームは「国民が公信用を破壊するのか、公信用が国民を破壊するのか」⁴⁰⁾と問いかけ、国家破産の問題に筆をすすめるのであった。次にその点を検討しよう。

IV

ヒュームによれば、公信用の死すなわち国家破産には三つの形態が考えられ

37) 公債の累積が「法の支配」の危機をもたらすことをより深く憂慮した叙述が、7年戦争(1756-63)をへた1763年版に付加されたことは以上のことを明瞭に示している。しかし、ヒュームが、現実可能性の問題としてイギリスの外国(とりわけフランス)による征服を考えていたのかどうかは検討を要する。『政治論集』の中で、ヒュームはイギリスの生産力優位を確認しているし、フランスのような巨大な君主国は早晩崩壊するというのも繰り返し指摘する所であった。

38) Hume, Of Public Credit, in *op. cit.*, p. 362, 邦訳, 132ページ。

39) 田中秀夫「ヒューム経済理論の特質と意義」『経済論叢』第122巻第3・4号, 1978年9・10月, 38ページ。

40) Hume, Of Public Credit, in *op. cit.*, p. 370, 邦訳, 148ページ。

る。

第一は「医者がもとで死ぬ」(die of the doctor) という形態である。これは、ハチスンによって提起された公債を償還するために財産税を課すという計画⁴¹⁾から生ずる公信用の死である。それは結局、不動産のみが公債を負担するという極めて「不平等で抑圧的な」方法である。したがってこのような計画は実現不可能であろうが、もし実行されたとすれば、逆に公信用の崩壊につながるとヒュームは考えるのであった。更にヒュームはこのような公信用の死の系論として「公債を軽減する安易な方法」を批判する。それはフランスにおけるような「銻貨の名目価値を引き下げる慣習」であり、オランダにおけるような「一方的な公債利子の引き下げ」である。このような方策に、自らの利害に関して優れた推論を行うイギリス人はだまされることなく、逆に公信用の崩壊にゆきつくとヒュームは考えた⁴²⁾。

第二は「公信用の自然死」(natural death of public credit) と呼ぶ形態である。それは「より可能性のある」国家破産の形態である。すなわち、新公債がひきうけられず必要な貨幣が調達できない時、侵略の脅威をうけ国内では反乱のおそれがある場合、まさに社会の「自己保存の権利」として公債のために創出され抵当に入れられた基金が押収され、それによっておこる信用の死である。ヒュームによれば、それは「自発的破産」(voluntary bankruptcy)⁴³⁾ともよばれるものである。

以上二つの公信用の死は「不幸なことではあるが最大の不幸というわけではない。それによって数千という人々が数百万人の安全のために犠牲にされる。しかし、これとは反対の結果が生じて、数百万人が数千人の一時的な安全のために永久に犠牲にされるという危険がわれわれにないわけではない。」⁴⁴⁾まさに

41) Archibald Hutcheson, *A Collection of Treaties relating to the Public Debt and the Discharge of the Same*, London, 1721.

42) Hume, *Of Public Credit*, in *op. cit.*, p. 371, 邦訳, 149-150ページ。

43) *Ibid.*, p. 372, p. 373, 邦訳, 152ページ。

44) *Ibid.*, p. 373, 邦訳, 154ページ。

そのような危険のあるものとしてヒュームが指摘するのが「公信用の暴力死」(violent death of our public credit) という第三の形態なのであった。それは「自発的破産」を行わずに、数百万人の国民が数千人のために犠牲になり、ついには外国の征服をうけ、国も公信用もともに死滅することである。これはドイツ財政学の用語法に従えば、国家破産 (Staatsbankrott) を行わずに国民破産 (Volksbankrott) に至ることである⁴⁵⁾。

ヒュームにとって望まれるのは、第二の「公信用の自然死」という形での国家破産である。それは数千人の公債所有者が、国民全体の安全のために犠牲にされる方法である。ヒュームによれば公債所有者や取引所街 (Change-alley) は、「かりに大洋に永遠に葬られたとしても有利な商業や財貨の一つにでも損失や衰退が生ずると予測することはできない」⁴⁶⁾ ものである。公債所有者は、地主や貴族とはちがひ、「国家破産 (public bankruptcy) がおこった場合には、たちまち国民のうちでも最も不幸だけでなく最低の人々になるであろう。」⁴⁷⁾ 自発的な破産すなわち怠惰な公債所有者の犠牲によって「公信用の暴力死」を避けること、換言すれば国家破産によって国民破産を回避することをヒュームは主張しているのである。

しかも、破産がおこれば公信用の永久的破壊にむすびつくと主張する人々に対して、それは「余計なおどし」であるとして皮肉にもこうのべるのである。

「人類の大部分は非常に欺かれやすい人々であるため、イングランドにおける自発的な破産が引き起こすであろうような公信用にたいするこのような激しい衝撃にもかかわらず、信用が以前と同じく盛んな状態に再び回復するまでには、おそらく長くはかからないであろう。」⁴⁸⁾ しかしこの叙述はヒュームが公債制度を望ましいものと考えていたことを示すのではもちろんない。それは、国家破産によって永久に信用が破壊されるとする「余計なおどし」への反論であり、

45) Rudolf Goldscheid, *Sozialisierung der Wirtschaft oder Staatsbankrott*. Wien, 1919, S. 30.

46) Hume, *Of Public Credit*, in *op. cit.*, p. 363, 邦訳, 135ページ。

47) *Ibid.*, p. 374, 邦訳, 155ページ。

48) *Ibid.*, p. 372, 邦訳, 152ページ。

またシニカルな経験論者ヒュームの歴史認識でもあったのである⁴⁹⁾。

ところで、ヒュームは「公信用の自然死」という形での国家破産が、公債の累積による三層の危機をのりきるためには不可欠と考えていたが、同時に極めて困難であることも理解していた。それについては、論説「自由と専制について」の中でものべられている政体上の困難（自由政体においては債権者が国の最高の地位にある人々である場合が多いこと、および、「法の支配」によって財産の安全を守るべき自由政体が公債所有を犠牲にすることの矛盾）と共に、公債所有者と議員＝地主との「縁故と利害」の結びつきにヒュームは注目していた。後者の点は、1771年8月19日付のストラーンへの手紙の中で、具体的に次のようにのべられている。

「私はあなたの政治的思索に感謝しなければならない。しかし事態が地主(Land-holders)と公債所有者(Stock-holders)との間の公正で公然たる闘いへとゆけば、公債所有者が地主を何らかの状態におとし入れることができるであろうというあなたの考えには同意しかねる。地主の権威は、彼らの土地と近隣の人々とに強固に確立されている。それに対して公債所有者は彼の隣りの人にさえ何らかの影響力をもっているであろうか。そしてわずかの衝撃で公信用が崩壊すれば、公債所有者はたちまちのうちに貧困となり、どこにも権威をもちえなくなるであろう。私がこのような公事について唯一憂慮するのは、この公然たる闘いがおこらないのではないかということであり、これら二つの階層の人々(地主と公債所有者)が、縁故と利害(connection and interest)とで互いに関係しており、唯一の療法である激しい救済策(violent Remedy)があえて行われる前に、国の力がまったく衰退してしまうのではないかということである。しかしこのような事態は人と時代との偶然に依拠しているが、その決定はあまり遠いことではないであろう。最初の戦争が一つの試金石となろうし、イギリス人の通常熱狂を行使すれば、戦争の第3年目が第4年目かにこのよ

49) Eugene Rotwein, Editor's Introduction, in *D. Hume: Writings on Economics*, 1955, p. lxxxix.

うな事態がおこると私は思う。」⁵⁰⁾

ヒュームはここで、地主と公債所有者との「公正で公然たる闘い」によって、公債所有者を犠牲にする「激しい救済策」として国家破産の遂行を求めているのである。しかしそれを妨げるものが両集団間の「縁故と利害」であった。ヒュームはそれが何であるかについて明示的にのべている訳ではない。しかしヒュームが議員＝地主と公債所有者との「密接な関係」に注目しており⁵¹⁾、更に18世紀を通して金融業者 (moneyed interest) が政府と一貫して緊密な関係をもっていたという政治史上の事実⁵²⁾から推測すれば、まさにウォルポール体制に代表される金融業者と政治家との結合した政治体制に他ならないといえよう⁵³⁾。ヒュームはかかる政治体制を、地主なかでもジェントリー層と公債所有者すなわち金融業者との公然たる闘いによって、公債所有者を犠牲にし危機をのりきろうと構想していたのである。

このような展望は、同じくストラーンへあてた1769年10月25日付の手紙の中でも明確にのべられている。「あなたは私のことを悲観的だというのが、私は大変快活である。私はこの年令にもかかわらず次のことを展望する。すなわち、国家破産 (public Bankruptcy), アメリカの全面的反逆 (total Revolt of America), 東インドからのイギリスの排除, ロンドンの半分以下への縮小, 我國の国王・貴族・ジェントリーからなる政府への復帰 (Restoration of the Government to the King, Nobility and Gentry of this Realm) である。」⁵⁴⁾

50) Hume, To William Strahin, 19 Aug. 1771, in *The Letters of David Hume*, vol. II, p. 248.

51) 「上院はすべて地主によって構成され、下院も概してそうであり、かれらは公債で大財産を所有していると考えられないが、しかし議員と公債所有者との関連はごく密接であるから、議員は思慮分別や政策が、厳密にいうとすれば正義でさえが命ずるという以上に執拗に國家の信用をまもるであろう。」(Hume, Of Public Credit, in *op. cit.*, pp. 374-375, 邦訳, 154ページ)。

52) Lucy Sutherland, *The City of London in Eighteenth Century Politics*, in *Essays presented to Sir Lewis Namier*, edited by R. Pares and A. J. P. Taylor, London, 1956, 岩間正光訳『18世紀政治史上のロンドン』未來社, 参照。

53) 周知のように、ヒュームのウォルポール批判は、1742年に『道徳政治論集』におさめられた論説「ロバート・ウォルポール卿の性格について」(A Character of Sir Robert Walpole)の中で明白である。(Philosophical Works, vol. IV, pp. 395-396)

54) Hume, To William Strahan, 25 Oct. 1769, in *op. cit.*, p. 210.

すなわち、国家破産による「破滅の種」である公債の破棄＝公債所有者の没落、アメリカとインドというイギリスの二大植民地の放棄、金融業者の没落によるロンドンの衰退、そしてその上に、国王・貴族・ジェントリーからなる政治体制による安定した「法の支配」の貫徹とを展望するのであった。公債制度と植民地制度という本源的蓄積をおしすすめてきた二本の柱を放棄し、その過程で利益を得ている公債所有者＝金融業者を犠牲にし、「法の支配」を貫徹させながら、アートとインダストリの増大によるイギリス社会の発展を展望するというのがヒュームの構想なのである。そして、そのための不可欠の環として国家破産が位置づけられていたのであった。

お わ り に

以上みてきたようにヒュームの国家破産論は、公債の累積による、アートとインダストリの危機、公債所有者の増大とジェントリーの没落による専制支配の恐れ（「法の支配＝自由」の危機）、重商主義諸国家の角逐する国際政治下におけるイギリスの外国への隷従（「勢力均衡」の危機）という三層の危機意識を背景に、その危機を打破する手段として位置づけられていた。

ヒュームは、国家破産による公債の廃棄により、アートとインダストリのより順調な発展を、公債所有者の没落とジェントリーを主たる担い手とする「法の支配」の貫徹を、そして近代の政策である「勢力均衡」の維持を展望した。ここにおいてヒュームが、国家債務の累積を中産階級の負担および重商主義国家と金融業者の結合として認識し、徹底した中産階級の支配へと進む上で国家破産による国家債務からの解放と国家機構を支配する人々を金融業者から切りはなすことを緊急の課題としていたことがうかがわれよう。

しかし、ヒュームにあっては、アートとインダストリの展開が近代社会発展の推進力であることを認めながら、「勢力均衡」の国際政治は前提であり、公債の累積による地主の没落は直接的に「法の支配」を重大な危機に導くものと考えられていた。このようなヒュームの理論的枠組をのりこえた人こそ、アダ

ム・スミスであった。スミスは「勢力均衡」の世界から脱皮しうる生産力の体系と、財産の力によって政治をくりぬくという展望を確立し、それによって『国富論』の世界を切り拓くのである。そしてスミスは、このような展望にもとづきながら、公債批判と国家破産についてのヒュームの叙述をうけつぎつつ、新たな展開を行うのであり⁵⁵⁾、古典派経済学における国家破産論のより詳しい検討は、今後の課題として残されている。

55) ヒュームとスミスの公債論の比較検討については、Donald Winch, *Adam Smith's Politics*, Cambridge, 1978, Chap. 6 が示唆に富む。